事務所通信
Progress ～進歩～
一期一会
令和8年11月号（広告）
2026年11月1日発行
三宅税理士法人
代表社員 鳥越　俊佑
（中国税理士会 倉敷支部会員）
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第234号
発行担当者：笠原星里音

秋も深まり木々の葉が美しく色づく季節となりました。朝、夕は冷え込む日が増えてまいりましたので、みなさまご体調に気を付けながら、実りの秋をお楽しみください。
さて、そろそろ年末調整が始まります。何かとご多用の時期かと存じますが、弊社へご依頼いただく際には、お早目に資料等のご準備をよろしくお願いいたします。

今月のテーマ：年末調整

年末調整の流れ

11月上旬頃、税務署から年末調整関係書類が郵便で届きます。
⇒　従業員様に年末調整書類を配布し、記入していただきます。（国税庁ホームページより必要枚数を印刷してください。）
⇒　弊社へご依頼いただく場合は、関係書類を回収後、11月20日までに弊社へ書類をご提出ください。
⇒　年末調整計算をして源泉徴収票と納付書を作成しお渡し致します。
⇒　年末調整に係る源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限は、毎月納付の場合は令和9年１月12日(火)、納期の特例の承認を受けている場合は令和9年１月20日(水)ですので、期日までにご納付ください。
⇒　従業員様に源泉徴収票をお渡しいただき、過納額の還付もしくは不足額の徴収を行っていただきます。

年末調整書類（令和8年分）

- 令和9年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- 令和8年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
 ※昨年の年末調整時に回収したものを再度配布し、令和8年中に異動がある場合は赤字で訂正していただきましょう。
- 令和8年分　給与所得者の保険料控除申告書
- 令和8年分　給与所得者の基礎控除申告書　兼　給与所得者の配偶者控除等申告書　兼　給与所得者の特定親族特別控除申告書　兼　所得金額調整控除申告書

- 保険料控除証明書
- 国民年金保険料証明書
- 小規模企業共済等掛金の証明書
- 住宅借入金等特別控除申告書・年末残高等証明書
- 前職の源泉徴収票（令和8年に中途入社の方）等

} 該当する方のみ

昨年と比べて変わった点

①基礎控除の見直し
１．次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が引き上げられました。

合計所得金額（収入が給与だけの場合の収入金額(注3)）				基礎控除額			
				改正後(注1)		改正前(注1)	
				令和8・9年分	令和10年分以後	令和8年分	令和9年分以後
	132万円以下		（206万円以下）	104万円(注2)	99万円(注2)	95万円(注2)	
132万円超	336万円以下	（206万円超	475万1,999円以下）		62万円	88万円(注2)	58万円
336万円超	489万円以下	（475万1,999円超	665万5,556円以下）			68万円(注2)	
489万円超	655万円以下	（665万5,556円超	850万円以下）	67万円(注2)		63万円(注2)	
655万円超	2,350万円以下	（850万円超	2,545万円以下）	62万円		58万円	

(注)１　改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額62万円に、租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
２　62万円にそれぞれ42万円、5万円、37万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。
３　特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。
４　合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

２．基礎控除額の引上げ及び給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、令和9年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。
※給料計算される際は改正後の源泉徴収税額表をご確認ください。

②給与所得控除の最低保障額の引上げ
１．給与所得控除について、65万円の最低保障額が74万円に引き上げられました。

給与の収入金額		給与所得控除額		
		改正後		改正前
		令和8・9年分	令和10年分以後	
	190万円以下	74万円	その収入金額×30%+8万円（69万円未満となる場合は69万円）	65万円
190万円超	220万円以下			その収入金額×30%+8万円

（注）給与等の収入金額が220万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

２．給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、所得税法で定める令和8年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。

③扶養親族等の所得要件の改正
基礎控除の引上げに伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。
また、給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が69万円（改正前は65万円）に引き上げられました。

扶養親族等の区分	所得要件（収入が給与だけの場合の収入金額）	
	改正後	改正前
扶養親族、同一生計配偶者、ひとり親の生計を一にする子	62万円以下（136万円以下）	58万円以下（123万円以下）
特定親族	62万円超　123万円以下（136万円超　197万円以下）	58万円超 123万円以下（123万円超　188万円以下）
配偶者特別控除の対象となる配偶者	62万円超　133万円以下（136万円超　207万円以下）	58万円超 133万円以下（123万円超　201万5,999円以下）
勤労学生	89万円以下（163万円以下）	85万円以下（150万円以下）

③年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例
１．新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の令和8・9年分の一般生命保険料控除の控除額は、次の表のとおり計算することとされました。

年間の新生命保険料		控除額
	30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超	60,000円以下	新生命保険料×1/2+15,000円
60,000円超	120,000円以下	新生命保険料×1/4+30,000円
120,000円超		一律60,000円

２．旧生命保険料及び上記１の適用がある新生命保険料を支払った場合の令和8・9年分の一般生命保険料控除の適用限度額が6万円(改正前：4万円)とされました。
(注)一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計摘要限度額は、改正前の12万円となります。

出典：国税庁ＨＰ「令和8年分　年末調整のしかた」

＜お知らせ＞
11月6日（金）、7日（土）は研修旅行のため、12月1日（火）は社内清掃のためお休みをいただきます。
ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

＜Visionのご案内＞

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー：Ｖｉｓｉｏｎ**
今月の開催日は**11月12日（木）**です。
経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
11月12日（木）	9・10・11・12月決算法人様	11月6日（金）
12月10日（木）	10・11・12・1月決算法人様	12月4日（金）
1月14日（木）	11・12・1・2月決算法人様	1月8日（金）

＜11月のカレンダー＞

10	火	*10月分源泉所得税･住民税の納付期限
12	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
30	月	*9月決算法人の確定申告期限・納付期限
		*3月決算法人の中間申告期限・納付期限
		*消費税（4期）の納付期限（消費税の年税額400万円超の6・12月決算法人）
		*消費税（毎月納付9月分）の納付期限
		*所得税の予定納税額の第2期分の納付期限
		*個人事業税の第2期分の納付期限

当社は赤い羽根共同募金
寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています